

須賀川市立学校の適正規模・ 適正配置等に関する基本方針

令和8年9月

須賀川市教育委員会

1 基本方針策定の背景

(1) 児童生徒数の減少

- ・本市の人口は2005年をピークに減少

年度	児童数	生徒数	合計
2005年(H17年)	5, 139人	2, 675人	7, 814人
2025年(R7年)	3, 726人	1, 912人	5, 638人
減少率	27. 5%	28. 5%	27. 8%

※各年5月1日現在の人数

1 基本方針策定の背景

(2) 複式学級の増加

- ・2026年度(令和8年度) 現在
3校(西二小、小塩江小、大森小)
- ・2032年度(令和14年度)までに想定される学校
4校(大東小、長沼小、白方小、小塩江中)
※長沼小は令和11年4月に再編予定

1 基本方針策定の背景

(3) 施設の老朽化

R8.4.1現在

学校名	供用開始年度	経過年数
西袋第一小学校	昭和52年2月	49年
柏城小学校	昭和57年3月	44年
第一中学校	昭和59年7月	41年
第二中学校	昭和61年6月	39年
西袋中学校	昭和62年2月	39年

※大規模改修等を実施していない経過年数上位5校を抜粋(長沼地区を除く)

1 基本方針策定の背景

(4) 学校再編に対する保護者の意識

- ・少子化に伴う学校の統合について
「理解できる」「概ね理解できる」が合計91.1%
- ・今後児童数が減少した場合に統合が必要だと思う
「必要である」「やむを得ない」が合計83.7%
⇒多くの保護者が学校再編に理解を示している

※「須賀川市立学校のよりよい在り方に関するアンケート」（令和7年度実施）結果から抜粋

1 基本方針策定の背景

(5) 市教育委員会の目指す姿

【基本理念】

ともに学び ともに育ち

ともに生きる 未来へつなぐ人づくり

- 集団活動や協同的学習を深化させる
- 安全で安心して学習できる教育環境の充実

※須賀川市教育振興基本計画から抜粋

2 学校規模の分類

(1) 学校の適正規模

【学校教育法施行規則第41条及び第79条】

小学校・中学校 12学級以上18学級以下

※特別の事情等があるときは、この限りではない。

2 学校規模の分類

(2) 本市における学校規模の分類

学校規模	学級数	学校数
過小規模校	複式学級が存在	3校
小規模校	11学級未満	16校
適正規模校	12～18学級	7校
大規模校	19学級以上	なし

※稲田学園は前期課程・後期課程を別に集計

3 国が示す学校再編の検討時期

(1) 小学校

学級数	検討の要否
5学級以下	統合等の適否を速やかに検討
6学級	複式学級の可能性も勘案し、速やかに検討
7～8学級	学校全体や各学年の児童数を勘案し検討
9～11学級	教育環境の在り方を検討

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」参照

3 国が示す学校再編の検討時期

(2) 中学校

学級数	検討の要否
2学級以下	統合等の適否を速やかに検討
3学級	複式学級の可能性も勘案し、速やかに検討
4～5学級	学校全体や各学年の生徒数を勘案し検討
6～8学級	教育上の課題を整理したうえで検討
9～11学級	教育環境の在り方を検討

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」参照

4 再編のメリット

(1) 子どもたちへの効果

- ・切磋琢磨する環境での学力・意欲の向上
- ・社会性やコミュニケーション能力の育成
- ・多様な意見に触れる機会の増加
- ・進学に伴うギャップの緩和
- ・多様な進路が意識される など

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」参照

4 再編のメリット

(2) 指導体制の充実

- ・校内研修が活発化
- ・授業で多様な意見を引き出せる
- ・集団で行う教育活動の充実(運動会、部活など)
- ・特別支援学級の充実
- ・免許外指導の解消 など

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」参照

5 小規模校のメリット

- ・きめ細やかな指導
- ・意見や発言の機会が増加
- ・リーダーを務める機会が増加
- ・教材や教具が行き渡りやすい
- ・異年齢の学習活動を取り組みやすい など

※文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」参照

6 学校の配置場所

(1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する
法律施行令第4条第1項第2号(適正な学校規模の条件)

小学校

概ね4km以内

中学校及び義務教育学校

概ね6km以内

(2) 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の
充実策に関する実態調査(2014年)

通学時間は1時間以内が9割

7 本市における学校再編の基本的な考え方

(1) 再編の検討開始時期

検討開始時期	検討期間
小学校6学級・中学校3学級になると想定されたとき	概ね5年間
小学校5学級以下、中学校2学級以下になると想定されたとき	概ね3年間
新入学生がいないとき	概ね3年間
保護者・地域住民から要望があったとき	概ね3年間
災害等により校舎が使用できなくなったとき	概ね1年間

7 本市における学校再編の基本的な考え方

(2) 検討のプロセス

- ① 検討開始時期に到達後、市教育委員会は該当する地域のPTA役員、学校評議員等に説明会を実施。
- ② 中学校区単位で「学校再編検討委員会」等を設立。
必要に応じてアンケートなどを実施し、今後の方向性（再編の有無）を検討する。
※委員は各学校長からの推薦とする。

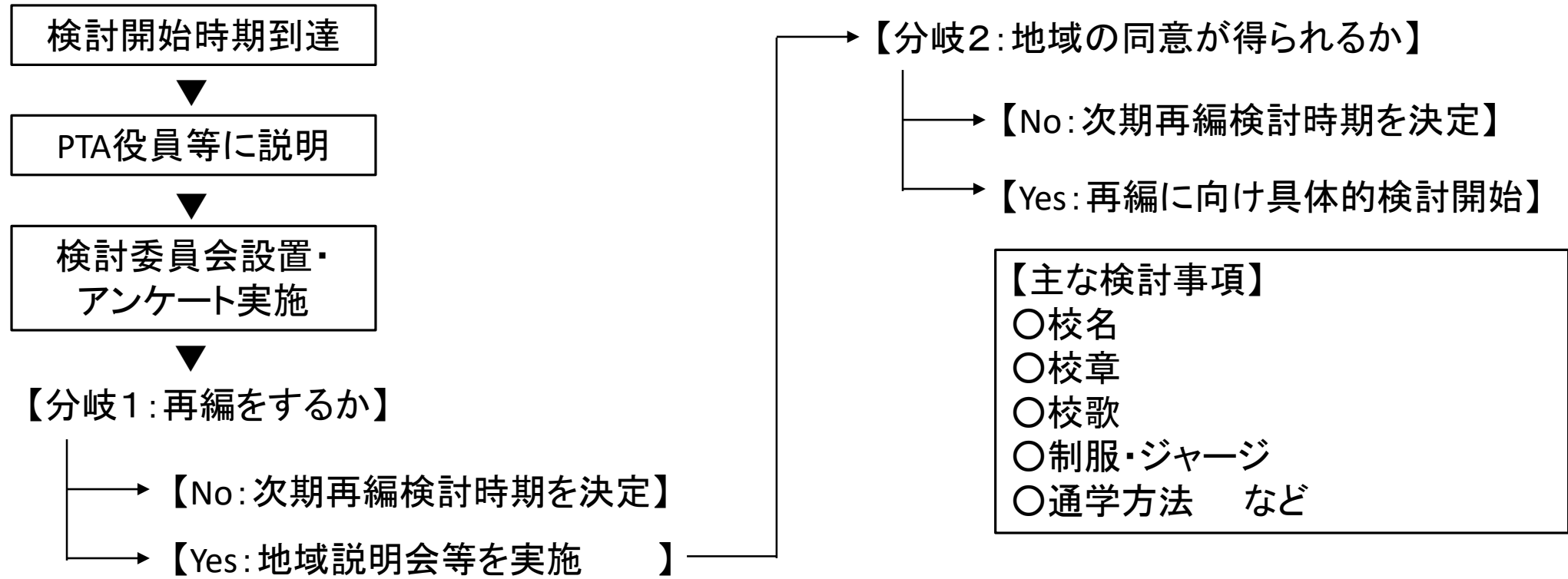
7 本市における学校再編の基本的な考え方

(2) 検討のプロセス

- ③検討委員会が再編するべきとの結論に至った場合、市教育委員会は当該地区の役員や住民に説明し、町内会や行政区での意向のとりまとめを依頼。
- ④同意が得られた場合は、再編に向けて具体的に検討を開始する。
- ⑤同意が得られない場合は、次期検討時期を決定する。

7 本市における学校再編の基本的な考え方

(2) 検討のプロセス



7 本市における学校再編の基本的な考え方

(3) 休校の取扱い

休校期間 概ね3年間。経過後は廃校を検討。

※保護者や地域の要望がある場合はこの限りではない。

理 由 校舎等の老朽化が進み、今後の利活用に影響が出ることが懸念されるため。

7 本市における学校再編の基本的な考え方

(4) 再編における校舎等の改築・増築

再編内容	方針
小学校・中学校のみを再編	既存校舎・屋内運動場を改修。ただし、建設後40年以上が経過し、大規模改修等を実施していない場合は、建替えも含め検討。
義務教育学校として再編	上記に準じるが、必要に応じて屋内運動場を増築。

7 本市における学校再編の基本的な考え方

(5) 再編における通学方法

- 小学生：徒歩 中学生：徒歩又は自転車
- 再編に伴い学区が変更となり、国の通学距離の基準を超えている場合は、公共交通機関の利用を検討。
- 既存の公共交通機関がない地域等については、地域全体の総合交通の在り方も考慮し検討。

8 結びに

本基本方針は、児童生徒にとってより良い教育環境となることを第一に考えるとともに、学校の再編について地域の方々や学校関係者などと意見交換を重ねる際の指針となるよう策定しました。

学校は地域と密着した施設であり、防災・保育・地域の交流拠点などの役割も担っていることから、市教育委員会では学校再編にあたり、保護者や地域の皆様のご意見を賜りながら進めていきたいと考えています。